

令和4年 第12回教育委員会会議録

令和4年12月22日（木）

甲州市教育委員会

第12回教育委員会 会議録

日 時 令和4年12月22日(木)(午前9時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	永 田 清 一
委 員	加 藤 幸 夫	委 員	田 口 由 季
委 員	依 田 智 子		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課L	廣 瀬 剛
教育総務課L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	飯 島 泉
生涯学習課L	森 一 幸	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	岩 下 和 子	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美	傍聴人	1人

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第16号 「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」への対応について【非公開】

日程第3 議案第17号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について

日程第4 議案第18号 重要文化財旧高野家住宅設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則制定について

教育長

それでは、ただいまから、甲州市教育委員会12月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に田口委員を指名いたします。

議事日程に基づき、これより日程に入りますが、はじめに本日の会議の一部非公開についてお諮りいたします。先程、加藤委員から、日程第2 議案第16号 「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」への対応について、委員の自由な発言を確保すること、外部からの言動に採択結果が左右されることのないよう、採択における公正確保の徹底及び静室な採択環境を確保するために甲州市教育委員会会議規則第13条規定により当該議案を秘密会 非公開を求める発議がありましたのでこれを議題とします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項但し書きの規定に基づき、委員の三分の二以上の多数で議決された場合は、公開しない事と出来ます。

また、同法律第14条第8項の規定により討議を行わないで可否を決しなければならないものとされておりますので、皆様にお諮りいたします。

加藤委員発議の日程第2 議案第16号 については、非公開での審議とすることとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

では、本日の会議につきましては日程第2 議案第16号を非公開とし、日程第2を除いた部分のみ公開といたします。よろしく願いいたします。

日程第1 諸般の報告について、私のほうから報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。次に移ります。

これより非公開による審議といたします。傍聴人は、退席をお願いいたします。

【 非公開 】

教育長

以上で日程2を終了し、次に移ります。ここで非公開を解きます。

日程第3 議案第17号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について、教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長

はい。それでは、日程第3 議案第17号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について説明させていただきます。規則の概要をご覧ください。趣旨といたしまして、令和7年度から塩山北中学校、神金第二中学校及び塩山中学校を統合することに伴い、当該3校の通学区域を改めるため、所要の改正を行う必要があるというものでございます。内容といたしまして、まず、規則改正の背景です。令和7年度から塩山北中学校、神金第二中学校及び塩山中学校を統合するため、「甲州市学校施設設置条例及び甲州市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例」が、令和4年甲州市議会12月定例会に提出され、12月21日に可決されました。この条例に合わせ、当該3校の通学区域を改めるため、所要の改正を行うものでございます。3ページをご覧ください。規則改正の内容につきましては、この別表にございますように、左側が改正後、右側が現行でございます。塩山北中学校の通学区

域並びに神金第二中学校の通学区域を塩山中学校の通学区域に加え、塩山北中学校と神金第二中学校は削られるというものでございます。施行期日につきましては、条例と同じく令和7年4月1日からになります。以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは教育総務課長より説明がありました、何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

それではお諮りします。議案第17号については、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。それでは、議案第17号 甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決するものとします。次に移ります。

日程第4 議案第18号 重要文化財旧高野家住宅設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則制定について、生涯学習課長説明をお願いします。

生涯学習課長

はい。議案第18号につきましてご説明させていただきます。重要文化財旧高野家住宅とありますけれども、今回の改正にあたりましては、重要文化財旧高野家住宅、B&G海洋センター、近代産業遺産宮光園の3件が対象となっております。1ページめくっていただいて、教育委員会規則の概要をご覧ください。趣旨としましては、障害福祉サービス及び観光振興の更なる充実を目的に、障害者手帳所持者等に対する公共施設等の使用料等の減免を実施するため、関係する規則について所要の改正を行う必要があるというものでございます。内容の背景であります。市内外の障害者等から減免実施を求める声が多く寄せられる状況を受け、「障害者福祉サービスの充実」及び「観光振興の推進」等をより一層図るため、年度当初から関係各課による対象施設等の選定及び減免内容の協議を重ねた結果、次の施設において、障害者等の使用料等について減免を実施することとなったため、関係する規則の一部を改正するものであります。重要文化財旧高野家住宅設置及び管理条例施行規則、甲州市B&G海洋センター設置及び管理条例施行規則、甲州市近代産業遺産宮光園設置及び管理条例施行規則であります。内容につきましては、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者及び当該障害者等に同伴して介護する者（障害者等1人につき1人まで。）の観覧料又は使用料を免除する規定を加えるというものであります。引き続き、6ページをご覧ください。改正の内容につきまして記載をしております。3つの施行規則ともほぼ同じところと同じ文言を加えるものであります。参考までに、現行としましては、障害者手帳等をお持ちの方につきましては、その場で減免申請書を書いていただいて免除をするという対応を取っております。4月以降は新しい施行規則に伴いまして、手帳を提示していただくことで、書類を書くことなく免除を受けることとなり、同伴者1名までは同じ対応を取らせていただくということになります。以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長

今説明がありました、ご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

それでは、議案第18号 重要文化財旧高野家住宅設置及び管理条例施行規則等の一部を改正

する規則制定については、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

議案第18号については原案のとおり可決するものとします。

それでは、次回1月教育委員会は1月18日午前9時30分から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、次回1月教育委員会は1月18日午前9時30分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。